

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和8年2月26日耳原病院労働組合執行委員長内海裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和8年3月6日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

賃上げ等の要求に関する件

2 日時

令和8年3月11日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる施設において、耳原病院労働組合の組合員が従事する全職場

名 称	所 在 地
一般社団法人泉州メディカ本部事務局	堺市堺区高砂町四丁109番3号
一般社団法人泉州メディカ協和薬局	同 同 協和町四丁465番2号
一般社団法人泉州メディカタンポポ薬局	同 西区鳳南町五丁598番2号
一般社団法人泉州メディカたかさご薬局	同 堺区高砂町四丁109番3号
一般社団法人泉州メディカヒマワリ薬局	同 北区蔵前町三丁5番46号
一般社団法人泉州メディカあゆみ薬局	同 堺区宿屋町東一丁2番23号
一般社団法人泉州メディカみのり薬局	岸和田市荒木町二丁目2番22号
一般社団法人泉州メディカさくら薬局	大阪狭山市西山台三丁目2番8号
一般社団法人泉州メディカきたのだ薬局	堺市東区南野田131番4号

4 概要

保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。